

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成28年12月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 SUPER CENTER PLANT-4 聖籠店
所在地 北蒲原郡聖籠町大字蓮野708番地
設置者 株式会社PLANT
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の収容台数
(変更前) 収容台数 1,423台
(変更後) 収容台数 1,133台
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)
 - ・株式会社PLANT 午前9時から午後10時
 - ・聖籠地場物産株式会社 午前9時から午後10時(変更後)
 - ・株式会社PLANT 午前9時から午後10時
 - ・聖籠地場物産株式会社 午前9時から午後10時
 - ・株式会社セリア 午前9時から午後10時
 - ・株式会社ベルライム 午前9時から午後10時イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前)・数 8箇所
・位置 届出書に添付された図面のとおり
(変更後)・数 9箇所
・位置 届出書に添付された図面のとおり
- 3 変更を予定する年月日
平成29年8月2日
- 4 変更の理由
駐車場2の一部に聖籠町の活性化に資する施設を誘致するため。
- 5 届出年月日
平成28年12月1日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、聖籠町産業観光課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成28年12月16日から平成29年4月16日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp